

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第151回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出12件（うち本院先議4件）、衆議院農林水産委員会提出2件の合計14件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願1種類1件は、保留とした。

なお、野菜等に係る一般セーフガード暫定措置の発動に関する決議を行っている。

〔法律案の審査〕

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案は、酪農の健全な発達に資するため、農林漁業金融公庫が行う乳業者に対する牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設についての長期低利の資金の融通に関する臨時措置を更に5年間延長するとともに、本臨時措置の対象として牛乳又は乳製品の流通に必要な施設を加えようとするものである。

委員会においては、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致で可決された。

次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案は、将来にわたる食料の安定供給と農業の多面的機能の発揮を確保することが重要であることにかんがみ、意欲ある担い手に対し経営の実情に応じた資金の融通を行うため、農業経営の規模拡大に際して、土地改良、農地取得などの前向き投資に加え、既往負債の償還負担の軽減を図ることのできる資金を創設するなど、農林漁業金融公庫が貸し付ける資金の種類を拡充することとし、あわせて、財投改革を踏まえ、公庫の資金調達手段の多様化、自律性の向上を図るための措置を講じようとするものである。

委員会においては、農政推進に当たって公庫の果たしてきた役割、今回創設した資金の融資対象農家の在り方、農家が円滑に融資を受けられるための条件整備、資金調達の多様化による市場原理の導入と公庫融資への影響、公庫の自律性の向上と経営責任、食料自給率向上のための多様な取組の必要性等について質疑が行われた。

質疑を終了し、本法律案に対して、日本共産党より反対の討論があった後、賛成多数で可決された。なお、6項目の附帯決議が行われた。

次に、農業者年金基金法の一部を改正する法律案は、農村における高齢化の進展や若い担い手の不足等最近の農業を取り巻く情勢の変化、及び加入者に対する受給者の割合の著しい上昇等に伴う年金財政の悪化に対応して、農業者年金制度の目的を農業者の確保に資するものに、また、その財政方式を賦課方式から積立方式に改めるとともに、現行制度の受給者について平均9.8%の年金額の引下げを行うなど、受給者等に係る年金給付について適正化措置を講じた上で、その費用を国庫で負担する等の措置を講じようとするものである。

本法律案については、まず本会議において趣旨説明、質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、現行制度の政策効果と年金財政の悪化に対する政策責任、年金額の引下げと憲法で保障された財産権との関

係、農業者の信頼回復と新制度への加入促進、農業者の確保と政策支援の在り方、農業者年金基金の運営責任と執行体制、新制度に対する政策評価の充実等について質疑が行われた。

質疑を終了し、本法律案に対して、民主党・新緑風会、日本共産党より、それぞれ反対の討論があった後、賛成多数で可決された。

次に、**土地改良法の一部を改正する法律案**は、最近における農業・農村をめぐる社会経済情勢の推移にかんがみ、土地改良事業の円滑かつ効果的な推進を図るために、環境との調和に配慮すべきことを事業施行に当たっての原則とともに、地域の意向をより的確に反映するよう、事業の申請に当たっての市町村長との協議、及び国又は都道府県が行うべき土地改良事業の計画の概要等に対し、意見書を提出できる仕組みを導入するほか、国又は都道府県が行う土地改良事業の廃止に係る手続を定める等の措置を講じようとするものであり、本院先議として提出された。

委員会においては、土地改良制度が果たしてきた役割と今後の展開方向、事業施行に当たっての配慮事項である「環境との調和」と「環境の保全」との違い、環境専門家の養成と環境と調和した工法の確立、地域の意向をより的確に反映させるための手法、農業・農村の変化と土地改良方式の在り方、工期の短縮、工事コストの縮減等の一層の促進、土地改良区の党費等の立替問題等について質疑が行われた。

質疑を終了し、民主党・新緑風会より修正案が提出され、修正案は賛成少数で否決され、本法律案は賛成多数で可決された。なお、7項目の附帯決議が行われた。

次に、**農業協同組合法等の一部を改正する法律案**は、最近における我が国の農業及び金融をめぐる情勢の変化に対応して、農業協同組合等の健全な発展を図るために、農業を営むすべての法人への正組合員資格の付与、信用事業を行う組合等の執行体制の強化、農業協同組合中央会による監査対象の拡大その他の措置を講ずるとともに、組合等の信用事業の再編及び強化を図るために、農林中央金庫による指導業務の実施等の措置を講じようとするものである。

農林中央金庫法案は、農林中央金庫の適正かつ効率的な業務運営を確保するため、理事会及び経営管理委員会の設置による執行体制の強化、監事会の設置による監査体制の充実、貸付対象者の範囲についての規制の緩和等の措置を講ずるとともに、法文の表記を口語化・平易化するため、現行農林中央金庫法の全部を改正しようとするものである。

これら両案は、いずれも本院先議として提出された。

委員会においては、両案を一括して議題とし、農協改革の基本的な考え方、営農指導事業の強化策、業務執行体制の強化と兼職・兼業の規制、地域農業の振興と農協金融の在り方、ペイオフ解禁に向けた不良債権処理対策、新しい農協金融システムにおける農林中央金庫の役割等について質疑が行われた。

質疑を終了し、農業協同組合法等の一部を改正する法律案に対して、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党及び社会民主党・護憲連合の4会派共同提案に係る修正案が提出された。

修正案の要旨は、この法律の施行後5年を目途として、改正後の規定の実施状況等を勘案し、組合員である農業者の利益の増進を図る観点から、組合の役員に関する制度の在り方、組合の事業運営の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講

するものとすることである。

次いで、農業協同組合法等の一部を改正する法律案、農林中央金庫法案に対して、日本共産党より反対の討論があった後、農業協同組合法等の一部を改正する法律案について、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数で可決され、本法律案は賛成多数で修正議決された。また、農林中央金庫法案は、賛成多数で可決された。

次に、漁船法の一部を改正する法律案は、行政事務の簡素化及び民間能力の積極的活用を図るため、農林水産大臣及び都道府県知事の許可の対象となる漁船の区分を見直すとともに、漁船建造の認定事務を指定認定機関に行わせることとする等の措置を講じようとするものであり、本院先議として提出された。

委員会においては、200海里時代における漁船法の果たす役割、適正な認定・検認を確保するための措置、海難事故の防止対策等について質疑が行われ、全会一致で可決された。

次に、水産基本法案は、本格的な200海里体制への移行、我が国周辺水域の資源状態の悪化、漁業の担い手の減少と高齢化の進行等の状況を踏まえ、沿岸漁業等振興法に代わる新たな基本法として、水産に関する施策について、「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」という二つの基本理念と、その実現を図るために基本となる事項等を定めようとするものである。

なお、衆議院において、第32条の水産業及び漁村の有する多面的機能に関する施策について、より積極的に規定する等の修正が行われている。

本法律案については、まず本会議において趣旨説明、質疑が行われた後、本委員会に付託された。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案は、我が国周辺水域の水産資源の回復を計画的・総合的に進めるため、新たに漁獲努力量の総量管理制度を創設する等の措置を講じようとするものである。

漁業法等の一部を改正する法律案は、資源管理の強化、効率的・安定的な漁業経営体の育成等を図る観点から、定置漁業の免許の優先順位における法人形態の見直し、新たな漁業調整機構としての広域漁業調整委員会の設置等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、3案を一括して議題とし、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、水産基本法と漁業・漁村の将来像、水産基本計画の策定と水産物に係る自給率目標の在り方、効率的・安定的な漁業経営の育成、資源回復計画と経営安定対策、漁場環境の保全・回復、水産業・漁村の有する多面的機能の内容と施策の充実等について質疑が行われた。

質疑を終了し、漁業法等の一部を改正する法律案に対して、日本共産党より反対の討論があった後、水産基本法案、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案は、いずれも全会一致で可決され、漁業法等の一部を改正する法律案は賛成多数で可決された。

次に、漁港法の一部を改正する法律案は、漁港及び漁場を総合的・統一的に整備するため、法律の題名を「漁港漁場整備法」に改めるとともに、漁港漁場整備事業に関する基本方針及び長期計画の策定等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致で可決された。

次に、林業基本法の一部を改正する法律案は、森林の有する多面的機能への国民の要請、林業活動の停滞その他の森林及び林業をめぐる諸情勢にかんがみ、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、林業基本法を改正し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項等を定めようとするものである。

なお、衆議院において、森林の適正な整備及び保全を図るに当たっては、山村において林業生産活動が継続的に行われることが重要であることにかんがみ、定住の促進等による山村の振興が図られるよう配慮されなければならないこととする等の修正が行われている。

本法律案については、まず本会議において趣旨説明、質疑が行われた後、本委員会に付託された。

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案は、近年、林業生産活動が停滞し、森林整備水準の低下等が懸念されている状況にかんがみ、意欲をもって林業経営の改善に取り組む者に対する支援を強化し、これらの者に経営や施業を集約化することにより、適切な森林施業の確保を図るための措置を講じようとするものである。

森林法の一部を改正する法律案は、近年、森林の有する公益的機能の発揮に対する国民の要請が多様化・高度化する一方、管理が適正に行われていない森林が増加する等、森林・林業をめぐる情勢の変化に対応し、森林の有する公益的機能を重視し、かつ、地域の実情に即したきめ細かな森林整備を推進するための措置を講じようとするものである。

委員会においては、3案を一括して議題とし、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、現行林業基本法が果たした役割とその評価、森林・林業基本計画と木材自給率向上のための施策、多面的機能の発揮のための森林整備と社会的コスト負担の在り方、林業再生のための条件、林産物の利用促進と国産材の需要拡大、山村地域での定住確保策等について質疑が行われた。

質疑を終了し、林業基本法の一部を改正する法律案に対して、日本共産党より修正案が提出され、修正案は賛成少数で否決され、本法律案は全会一致で可決された。

また、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案、森林法の一部を改正する法律案は、いずれも全会一致で可決された。

〔決議〕

本委員会は、3月29日、政府に対し、ねぎ、生しいたけ及び畳表の3品目について、WTO協定に基づく一般セーフガード暫定措置を速やかに発動すべきことを求める野菜等に係る一般セーフガード暫定措置の発動に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

2月19日、有明海ノリ被害等の実情調査のため、佐賀県及び長崎県に委員派遣を行い、同月27日、派遣委員から報告を聴いた。

3月15日、平成13年度の農林水産行政の基本施策に関する件を議題とし、谷津農林水産大臣から所信を聴取し、同月22日及び27日の両日、これに対する質疑を行った。

この中で、湿田等畑作不適水田における転作の在り方、森林の持つ多面的機能の発揮及び確保、水産業の持つ多面的機能とその論拠、口蹄疫の発生地域の拡大に対する状況認識及び国境対策、食料自給率目標の達成に向けた食生活の改善等の消費者対策、ブラックバ

ス等の外来魚が河川・湖沼等の生態系に及ぼす影響とその対策、ねぎ・生しいたけ・畳表3品目についての暫定セーフガード発動の検討状況、栽培漁業の推進と採算性の確保、WTO次期農業交渉における日本提案とミニマム・アクセス米、米の基本計画におけるSBS米の取扱い、育成すべき「効率的かつ安定的な農業経営」の具体像、水産基本法第17条の「生育環境保全」と諫早湾干拓事業との関係、計画流通米の減少、農家保有米の取扱いを考慮した政府備蓄米制度の検討、精米表示の徹底による適正な価格形成への寄与、中山間地域等直接支払い制度の要件である集落協定が円滑に締結されるための対策等が取り上げられた。

3月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成13年度農林水産省関係予算の審査を行い、食料自給率目標の達成に向けた対策、食料・農業・農村基本計画実施プログラムの特徴、都道府県ごとの生産努力目標の策定状況、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策による実施効果と同事業に対する政策評価、農林水産分野における地方分権の推進方針、ねぎ・生しいたけ・畳表についてのセーフガードの発動等に向けた対応状況、中国からの野菜等の輸入量増大に関する日中政府間協議の状況、東北6県の雪害に対する国の支援策、山村に希望の持てる林業政策の必要性、有明海ノリ不作等の原因究明と諫早湾干拓事業の工事中止、諫早湾の潮受堤防を開放した場合の防災上の問題点、資源回復計画の実施に向けた漁業経営体に対する経営安定対策の必要性等について質疑が行われた。

5月24日、農林水産に関する調査を議題とし、質疑を行った。

この中で、農林水産業の構造改革の具体的な内容、農林水産省に設置された地方提案推進室の趣旨・役割、土地改良区における党費等の立替問題、カタールで開催されるWTO閣僚会議の見通しと我が国の対応方針、セーフガード暫定措置の本措置への移行と円満解決のための関係国との協議状況、環境保全型農業を推進するための立法措置の必要性、飲用牛乳の成分表示の在り方、森林文化の再生と里山林の保全・利用に対する取組、棚田オーナー制度などを通じた新たな食産業の担い手の育成、北洋漁業への国際漁業再編対策の適用、食料自給率の向上対策と農協の役割等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成13年2月6日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成13年2月15日（木）（第2回）

- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成13年2月27日（火）（第3回）

- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成13年3月15日（木）（第4回）

- 平成13年度の農林水産行政の基本施策に関する件について谷津農林水産大臣から所信を聴いた。

○平成13年3月22日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）

- 平成13年度特別会計予算（衆議院送付）

- 平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について谷津農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、田中農林水産副大臣、国井農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 平成13年度の農林水産行政の基本施策に関する件について谷津農林水産大臣、田中農林水産副大臣、国井農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年3月27日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 平成13年度の農林水産行政の基本施策に関する件について谷津農林水産大臣、田中農林水産副大臣、国井農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年3月29日（木）（第7回）

- 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（衆第9号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長堀込征雄君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第9号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会

反対会派 なし

欠席会派 無

- 農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について谷津農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

- 野菜等に係る一般セーフガード暫定措置の発動に関する決議を行った。

○平成13年4月3日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について谷津農林水産大臣、政府参考人及び参考人農林漁業金融公庫総裁鶴岡俊彦君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第32号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、無会
反対会派 共産
欠席会派 無
なお、附帯決議を行った。

○平成13年4月12日（木）（第9回）

- 農業者年金基金法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について谷津農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法案について参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成13年5月17日（木）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成13年5月24日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 農林水産業の構造改革に関する件、輸入農産物に対するセーフガードに関する件、森林文化の再生と里山林の保全・利用に関する件、北洋漁業問題に関する件、食料自給率の向上対策に関する件等について武部農林水産大臣、田中農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 農業者年金基金法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について武部農林水産大臣、田中農林水産副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人農業者年金基金理事長鎮西迪雄君に対し質疑を行った。

○平成13年5月29日（火）（第12回）

- 農業者年金基金法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について参考人全国農業会議所専務理事中村裕君、長野県農業者年金推進協議会会长上條守人君、北海道農民連盟書記長北準一君及び農民運動全国連合会会长佐々木健三君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 農業者年金基金法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について武部農林水産大臣、田中農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第33号) 賛成会派 自保、公明、無会
反対会派 民主、共産、社民
欠席会派 無
- 土地改良法の一部を改正する法律案（閣法第45号）について武部農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月31日（木）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 土地改良法の一部を改正する法律案（閣法第45号）について武部農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。
- 農業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第84号）
農林中央金庫法案（閣法第85号）

以上両案について武部農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月5日（火）（第14回）

- 土地改良法の一部を改正する法律案（閣法第45号）を可決した。
(閣法第45号) 賛成会派 自保、公明、共産、社民、無会
反対会派 民主
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 農業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第84号）
農林中央金庫法案（閣法第85号）

以上両案について武部農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月7日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 農業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第84号）
農林中央金庫法案（閣法第85号）

以上両案について武部農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、農業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第84号）を修正議決し、農林中央金庫法案（閣法第85号）を可決した。

- (閣法第84号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、無会
反対会派 共産
欠席会派 無

- (閣法第85号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、無会
反対会派 共産
欠席会派 無

- 漁船法の一部を改正する法律案（閣法第86号）について武部農林水産大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

- (閣法第86号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成13年6月12日（火）（第16回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 水産基本法案（閣法第75号）（衆議院送付）
　海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）
　漁業法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）
　以上3案について武部農林水産大臣から趣旨説明を、水産基本法案（閣法第75号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について衆議院農林水産委員長堀込征雄君から説明を聴いた。
- また、3案について参考人の出席を求めることが決定した。

○平成13年6月14日（木）（第17回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることが決定した。
- 水産基本法案（閣法第75号）（衆議院送付）
　海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）
　漁業法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）
　以上3案について武部農林水産大臣、田中農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月15日（金）（第18回）

- 水産基本法案（閣法第75号）（衆議院送付）
　海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）
　漁業法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）
　以上3案について参考人全国漁業協同組合連合会代表理事長植村正治君、全国漁青連会長西田良一君、長崎県長崎市東部漁業協同組合代表理事組合長川端勲君及び東京大学社会科学研究所教授加瀬和俊君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月19日（火）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることが決定した。
- 水産基本法案（閣法第75号）（衆議院送付）
　海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）
　漁業法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）
　以上3案について武部農林水産大臣、田中農林水産副大臣、国井農林水産大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成13年6月20日（水）（第20回）

- 林業基本法の一部を改正する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）
　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）

森林法の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）

以上3案について武部農林水産大臣から趣旨説明を、林業基本法の一部を改正する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について衆議院農林水産委員長代理鉢呂吉雄君から説明を聴いた。

- また、3案について参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成13年6月21日（木）（第21回）

- 水産基本法案（閣法第75号）（衆議院送付）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）

漁業法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）

以上3案について、漁業法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第75号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 無会、無

（閣法第77号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 無会、無

（閣法第76号）賛成会派 自保、民主、公明、社民

反対会派 共産

欠席会派 無会、無

- 漁港法の一部を改正する法律案（衆第29号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長堀込征雄君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第29号） 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 無会、無

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 林業基本法の一部を改正する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）

森林法の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）

以上3案について武部農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月22日（金）（第22回）

- 林業基本法の一部を改正する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）

森林法の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）

以上3案について参考人日本林業経営者協会副会長速水亨君、高知県樺原町長中越武義君、明海大学不動産学部教授森巖夫君及び宇都宮大学農学部教授笠原義人君か

ら意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月26日（火）（第23回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
 - 林業基本法の一部を改正する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）
森林法の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）
- 以上3案について武部農林水産大臣、田中農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月28日（木）（第24回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 林業基本法の一部を改正する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）
森林法の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）

以上3案について武部農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第78号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 無会、無

（閣法第79号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 無会、無

（閣法第80号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 無会、無

- 請願第703号を審査した。

- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案（閣法第32号）

【要旨】

本法律案は、将来にわたる食料の安定供給と農業の多面的機能の発揮を確保することが重要であることにかんがみ、意欲ある担い手に対し経営の実情に応じた資金の融通を行うため、農林漁業金融公庫が貸し付ける資金の種類を拡充することとし、あわせて、財投改革を踏まえ、農林漁業金融公庫の資金調達手段の多様化、自律性の向上を図るために措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 農林漁業金融公庫が貸し付ける資金について、農業経営の規模拡大に際して、土地改良、農地取得などの前向き投資に加え、既往負債の償還負担の軽減を図ることのできる資金を創設することとすること。

また、自作農だけでなく、借地型経営や施設型経営を含めて、既往負債の償還負担の軽減を含めて農業経営の維持安定のための資金を融通することのできる資金を創設することとし、これに伴い、自作農維持資金融通法を廃止することとすること。

2 農林漁業金融公庫が市場から資金を自己調達することを可能とするため、農林漁業金融公庫債券を発行することができることとともに、政府が農林漁業金融公庫債券に係る債務を保証することができることとするほか、公庫が短期借入れを行うことができることとすること。

3 農林漁業金融公庫が経済環境の変化に主体的かつ機動的に対応することにより市場の信認を得ていくことが可能となるよう、従たる事務所の設置に係る主務大臣認可の廃止など、公庫に係る諸規制の見直しを行うこととすること。

【附帯決議】

食料・農業・農村基本法を踏まえ、農業経営に意欲と能力のある者を幅広く確保することにより、効率的かつ安定的な農業経営を広範に育成し、地域の特性に応じた望ましい農業構造を確立することが求められている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努め、我が国農業の持続的な発展に万全を期すべきである。

1 農業経営資源活用総合支援対策において、意欲ある担い手が、経営環境の変化に対応しつつ、農業経営の改善を円滑に進められるよう、個々の経営の実情に応じた経営診断・相談を的確に実施するなど、経営体育成強化資金、農業経営維持安定資金等の農業経営資源活用総合融資が適切に融通されるための万全の体制を整えること。

また、これら資金の貸付けに当たっては、迅速かつ適切な融資が行われるよう、融資手続の簡素化・合理化を図るとともに、物的担保や保証人の徵求について弾力的な運用に努めること。

2 農業経営資源活用総合融資の資金の融通を受けた者等に対し、その実情に応じ着実な農業経営の改善が図られるよう、農業改良普及センター、農業協同組合等の指導に万全を期すること。

3 農業経営資源活用総合融資の資金の融資枠については、今後の資金需要を踏まえつつ、適切に確保すること。

- 4 意欲ある担い手を育成・確保するため、農地保有合理化事業を一層活用するとともに、経営を単位とした農業経営所得安定対策の確立に向けて検討を促進すること。
- 5 農家負債の現状にかんがみ、農家に対して民事再生法の適用がある場合には、農林漁業金融公庫も農家の実情に応じて適切な対応をとること。
- 6 農林漁業金融公庫債券を発行するに当たっては、農林漁業金融公庫の業務運営の一層の効率化及び財務内容の透明性を高めるためのディスクロージャーの充実を期するとともに、農林漁業者に対して一般の金融機関が融通することを困難とする長期かつ低利の資金を融通する公庫の使命が損なわれることのないようにすること。

右決議する。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案（閣法第33号）

【要旨】

本法律案は、最近の農業を取り巻く情勢の変化、年金財政の現状に対応して、農業者年金制度を農業者の確保に資するものに改めるとともに、現行制度の受給者等に係る年金給付について適正化措置を講じた上で、その費用を国庫で負担する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農業者年金基金の目的を、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、その老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することに改めることとする。
- 2 農業者を幅広く確保する観点から、農業経営者のみならず、60歳未満の農業に従事する者にも加入資格を認めることとともに、その申出に基づく任意加入制とすることとする。
- 3 加入者数等に左右されにくい安定した年金とするため、財政方式を賦課方式から、積立方式に改めることとする。
- 4 農業者老齢年金については、保険料納付済期間を有する者が、原則として65歳に達したときに支給することとする。
- 5 効率的かつ安定的な農業経営を担うべき者として、長期間農業に従事する加入者について、通常の保険料の下限額を下回る額の特例保険料の納付を認めることとする。

一方、国庫は、毎年度、農業者年金基金に対し、通常の保険料の下限額と特例保険料の差額を補助し、農業者年金基金は、この国庫から補助された額を積み立て、特例保険料を納付した者が、農地の所有権の移転等を行って農業を営む者でなくなる等の一定の要件を満たしたときに特例付加年金として支給することとする。

- 6 財政方式の変更に伴い、受給者等に係る年金給付について適正化措置を講じ、受給者について平均9.8パーセントの年金額の引下げを行うとともに、加入者についていかなる世代においても掛け損防止が図られるよう措置することとした上で、現行制度に関する給付の財源を国庫で負担することとする。

また、現行制度の加入者等に対し、その者の選択により、年金給付に代えて、納付済保険料総額の8割に相当する額を特例脱退一時金として支給することとする。

土地改良法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（先議）

【要旨】

本法律案は、最近における農業をめぐる社会経済情勢の推移にかんがみ、土地改良事業の円滑かつ効果的な推進を図るために、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 食料・農業・農村基本法の理念を踏まえ、環境との調和に配慮すべきことを土地改良事業の施行に当たっての原則に位置付けることとする。
- 2 地域の意向を踏まえた土地改良事業の実施のため、土地改良事業計画の概要を策定する段階における市町村の位置付けを高めるとともに、国営又は都道府県営の土地改良事業については、あらかじめ計画の概要を公告・縦覧し、これに意見がある者は意見書を提出できる仕組みを設けることとする。
- 3 土地改良施設の適切な維持保全のため、土地改良区が国又は都道府県に対して更新の事業を行うべきことを申請できる土地改良施設に、市町村が管理するものを追加するとともに、土地改良区の特別議決により行うことができる土地改良施設の更新の事業の範囲を拡充し、土地改良施設の適時適切な更新を容易にすることとする。
- 4 国営又は都道府県営の土地改良事業について、廃止に係る手続を定めることとする。
- 5 土地改良区の組合員以外の受益者からの経費の徴収に関する手続の整備を行うこととする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に努め、食料・農業・農村基本法の basic 理念の実現に向け、土地改良事業の円滑かつ効果的な実施に遺憾なきを期すべきである。

- 1 土地改良事業の施行に際し環境との調和を図るに当たっては、極力環境の保全が図られるように配慮する等環境に積極的に適合するよう努めること。
- 2 土地改良事業の施行に当たっては、地域の合意形成を一層重視し、地方公共団体の意向を尊重すること。
- 3 国営又は都道府県営土地改良事業の計画決定に当たり、住民から提出された意見の取扱いについては、これを公表する等適切な措置を講ずること。
- 4 農村地域の混住化傾向に対処し、土地改良施設の維持更新が適切に行われるよう国及び地方公共団体による指導の強化及び助成に努めること。
- 5 国営又は都道府県営土地改良事業の推進に当たっては、事業実施地区の意向を十分に把握するとともに、再評価の結果を踏まえて、計画変更や廃止の手続を適切かつ迅速に講ずること。
- 6 土地改良事業の推進に当たって、工期の短縮、工事コストの縮減、土地改良区の合併等に一層努めること。
- 7 土地改良区の公共・公益的な性格にかんがみ、その適正な業務執行に向けて国及び地方公共団体による指導の徹底を図ること。

右決議する。

水産基本法案（閣法第75号）

【要旨】

我が国経済社会の変化や国際化の進展等の中で、我が国水産をめぐる状況は、国連海洋法条約の締結や日韓及び日中の漁業協定の発効等による本格的な200海里体制への移行、周辺水域の資源状態の悪化等による我が国漁業生産の減少、漁業の担い手の減少と高齢化的進行等大きく変化している。また、水産業や漁村に対しては、国民に対する水産物の安定供給を始め、豊かな国民生活の基盤を支えるものとして、その役割を十分に果たしていくことへの期待が高まっている。

本法律案は、このような状況を踏まえ、沿岸漁業等振興法に代わる新たな基本法として、水産に関する施策についての基本理念とその実現を図るために基本となる事項等を定めようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

- 1 水産に関する施策について、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展という2つの基本理念と、国・地方公共団体の責務、水産業者の努力、消費者の役割を定めることとする。
- 2 水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産基本計画を定めて、施策についての基本的な方針、水産物の自給率の目標、総合的かつ計画的に講ずべき施策を公表することとする。
- 3 水産物の安定供給の確保に関する施策として、水産資源の適切な保存及び管理、水産動植物の増殖及び養殖の推進、水産動植物の生育環境の保全及び改善等の基本的なものを定めることとする。
- 4 水産業の健全な発展に関する施策として、効率的かつ安定的な漁業経営の育成、水産加工業及び水産流通業の健全な発展、漁村の総合的な振興、多面的機能に関する施策の充実等の基本的なものを定めることとする。
- 5 農林水産省に、水産政策審議会を置くこととする。

なお、本法律案については、衆議院において、第17条の水産動植物の生育環境の保全及び改善を図るための措置として、「森林の保全及び整備」を加えるとともに、第32条の水産業及び漁村の有する多面的機能に関する施策の充実について、その施策をより積極的に規定する修正が行われた。

漁業法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）

【要旨】

本格的な200海里時代の到来や公海及び外国の排他的経済水域における漁場の制約により、重要性を増している我が国周辺水域における水産資源について、その資源状態が悪化している。また、水産物価格、資源状態等漁業を取り巻く環境が厳しい中で、漁業経営が悪化している。

本法律案は、このような状況を踏まえ、資源管理の強化、効率的かつ安定的な漁業経営体の育成、漁業権管理の適正化の観点から、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

1 漁業法の一部改正

- (1) 特定区画漁業権の対象に、かき、真珠母貝のほかに、その他の貝類、うに等の養殖業を加えるため、垂下式養殖業を規定することとする。
- (2) 定置漁業の免許について、優先順位が第1順位又は第2順位とされる法人として、株式会社（定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。）を追加することとする。
- (3) 漁業協同組合等は、特定区画漁業権又は第一種共同漁業権について分割、変更又は放棄をしようとするときは、総会の議決前に、組合員のうち、当該漁業権の内容たる漁業を営む者で、当該漁業権に係る地元地区又は関係地区内に住所を有するものの三分の2以上の同意を得なければならないこととする。
- (4) 指定漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を使用する権利を取得して当該指定漁業を営もうとする者が、当該船舶について指定漁業の許可等を申請した場合は、当該申請の内容が従前の許可等と同一であるときは、指定漁業の許可等をしなければならないこととする。
- (5) 太平洋、日本海・九州西及び瀬戸内海の各広域漁業調整委員会を新たに設置することとする。

2 水産業協同組合法の一部改正

漁業協同組合は、特定区画漁業権又は共同漁業権を有しているときは、総会の議決を経て、その地元地区又は関係地区ごとに総会の部会を設け、当該漁業権に関し、漁業権行使規則の制定、変更及び廃止等についての総会の権限をその部会に行わせることができるのこととする。

3 漁業法の一部を改正する法律の一部改正（経過規定の廃止）

定置漁業の免許の優先順位に関する規定の適用につき、法人以外の社団を法人とみなす規定を削除することとする。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第77号）

【要旨】

現在、我が国周辺水域における主要魚種42魚種80系群のうち33魚種53系群について、資源状態が悪化しており、食料の安定供給、水産業の持続的発展のために、資源回復を計画的・総合的に進めることが急務となっている。

本法律案は、このような状況に適切に対処するため、現行の漁獲量の総量管理制度のほか、新たに漁獲努力量（海洋生物資源を採捕するために行われる漁ろう作業の量）の総量管理制度を創設しようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

1 漁獲努力量管理制度の創設

- (1) 農林水産大臣が定める基本計画に、新たに、漁獲努力量管理の対象となる海洋生物資源ごとに、その動向、対象となる採捕の種類、海域及び期間、漁獲努力可能量、実施すべき施策等を定めることとする。

- (2) 都道府県知事が定める都道府県計画に、新たに、都道府県別の漁獲努力可能量、実施すべき施策等を定めることとする。また、都道府県知事は、独自に条例で定められた海洋生物資源について、都道府県計画において都道府県漁獲努力限度量等を定めることにより、その保存及び管理を行うことができるこことする。
- (3) 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲努力量を漁獲努力可能量等の範囲内に管理するため、漁獲努力量等の公表、助言、指導若しくは勧告、採捕の停止等又は停泊命令の措置を講ずることとする。
- (4) 漁獲努力可能量等の対象となっている海洋生物資源について、漁業者による自主的な協定制度を設けることとする。
- (5) 漁獲努力量管理の対象となっている海洋生物資源の採捕を行う者は、対象となる漁獲努力量に係る漁ろう作業を行ったときは、漁獲努力量等を農林水産大臣又は都道府県知事に報告しなければならないこととする。

2 历年による漁獲量の管理の見直し

一律に历年方式となっている漁獲可能量について、海洋生物資源の種類ごとにその漁業時期を考慮した方式に改めることとする。

林業基本法の一部を改正する法律案（閣法第78号）

【要旨】

本法律案は、近年の我が国における森林の有する多面的機能への国民の要請、林業活動の停滞その他の森林及び林業をめぐる諸情勢の現況にかんがみ、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、林業基本法を改正し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにしようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 法律の題名を「森林・林業基本法」に改める。
 - 2 森林及び林業に関する施策について、以下を基本理念として位置付ける。
 - (1) 森林の有する多面的機能の発揮のためには、森林の適正な整備及び保全が必要であること。
 - (2) 林業が森林の有する多面的機能の発揮に果たしている重要な役割にかんがみ、その健全な発展を図るとともに、国民の需要に即した林産物の供給及び林産物の利用の促進を図ること。
 - 3 森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、森林・林業基本計画を定めて、施策についての基本的な方針、森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用の目標、総合的かつ計画的に講すべき施策を明らかにする。
 - 4 森林の有する多面的機能の発揮、林業の健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に関する基本的な施策を定めることにより、森林及び林業に関する施策の基本方向を明らかにする。
- なお、本法律案については、衆議院において、森林の適正な整備及び保全を図るに当たっては、山村において林業生産活動が継続的に行われることが重要であることにかんがみ、

定住の促進等による山村の振興が図られるよう配慮されなければならないものとすること等の修正が行われた。

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第79号）

【要旨】

本法律案は、近年の我が国林業を取り巻く環境が国産材価格の低迷、労賃等の経営コストの増大等により、一段と厳しいものとなっており、林業生産活動が停滞し、森林整備水準の低下等が懸念されている状況にかんがみ、意欲をもって林業経営の改善に取り組む者に対する支援を強化して、これらの者に経営や施業を集約化することにより、適切な森林施業の確保を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農林漁業金融公庫が、林業経営改善計画の認定を受けた者に対し、高性能林業機械の借入れ、作業員の研修等生産方式の合理化に必要な資金を新たに貸し付けることができるようすることとする。
- 2 農林漁業信用基金の無利子資金の融通対象を拡大し、伐期の長期化などに必要な資金の融通ができるようすることとする。
- 3 林業経営改善計画の認定を受けた者の林業経営の規模の拡大を図るため、都道府県知事が森林の権利の取得又は森林施業の受託のあっせんを行うこととする。

また、あっせんにより、森林施業を受託する認定者が森林組合である場合には、森林組合法に基づく組合員以外の者の組合事業の利用制限を受けずに受託できることとする。

森林法の一部を改正する法律案（閣法第80号）

【要旨】

本法律案は、近年、水源のかん養、環境の保全等森林の有する公益的機能の発揮に対する国民の要請が多様化・高度化する一方、木材価格の低迷、林業従事者の減少・高齢化の進行等により、林業生産活動が停滞し、管理が適正に行われていない森林が増加する等、森林・林業を取り巻く情勢には厳しいものがあることにかんがみ、森林の有する公益的機能を重視し、かつ、地域の実情に即したきめ細かな森林整備を推進しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 発揮すべき森林の公益的機能に応じたきめ細かな施業を推進するため、公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の整備に関する事項を全国森林計画等の計画事項とともに、当該森林の区域において求められる公益的機能の維持増進を特に図る施業を行う場合に森林施業計画の認定を受けられることとする。
- 2 伐採後の造林を確保し、森林の保全を図るため、伐採時の届出事項として、伐採後の造林に関する事項を追加することとする。

3 計画的かつ効率的な森林施業を推進するため、森林施業計画の作成主体として受託等により森林所有者に代わって森林の経営を行う者を追加するとともに、森林施業計画の作成単位を一定のまとまりある森林とすることとする。

農業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第84号）（先議）

【要旨】

本法律案は、食料・農業・農村基本法の制定及び最近における金融情勢の激変に対処し、農協系統が農業者の協同組織としての原点に立ち帰り、地域農業の振興等に従来以上に積極的な役割を果たすことが求められるとともに、平成14年4月のペイオフの解禁に向けて、農家組合員が安心して利用することができる農協系統信用事業を確立することが急務となっている状況を踏まえて、農協系統の改革に向けた自主的な努力を支援しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 農業協同組合法の改正

農業協同組合が、担い手のニーズに対応しつつ、地域農業の振興に重点を置いた事業展開を図るため、農業を営むすべての法人に正組合員資格を与えるほか、営農指導を農業協同組合が行う事業の第1番目に位置付けることとする。

また、農業協同組合の業務執行体制の強化を図るため、信用事業を行う農業協同組合における複数常勤理事の設置、常勤理事等の兼職・兼業規制の強化、信用農業協同組合連合会をはじめとする連合会への経営管理委員会の設置の義務付け等の措置を講ずることとする。

さらに、農協系統の自己責任体制の確立を図るため、農業協同組合の模範定款例を中央会が定めることができることとともに、中央会監査の対象の拡大等を行うこととする。

2 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律等の改正

農業協同組合、信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫が全体として「ひとつの金融機関」として機能するような、新たな農協金融システムを構築するため、法律の題名を「農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」に改めるとともに、農林中央金庫が、会員である信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の意向を踏まえて、農協系統信用事業の再編及び強化に関する自主ルールである基本方針を定め、これに即して、経営改善や組織統合の指導を行うこととする。

また、こうした経営改善や組織統合を農協系統の自主的な積立財源によって支援するため、指定支援法人制度を設けることとし、これに関連して、農水産業協同組合貯金保険機構から指定支援法人に対して資金援助を行うことができるよう、農水産業協同組合貯金保険法の改正を行うこととする。

農業協同組合法等の一部を改正する法律案委員会修正

【要旨】

政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況等を勘案し、組合員である農業者の利益の増進を図る観点から、組合の役員に関する制度

の在り方、組合の事業運営の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

農林中央金庫法案（閣法第85号）（先議）

【要旨】

本法律案は、最近における金融情勢の激変に対処し、農協系統信用事業がこれに十分対応していく上で、農林中央金庫が適切な役割を果たしていけるよう、同金庫の業務執行体制の強化、業務範囲の拡大等の措置を講ずるため、現行農林中央金庫法の全部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農林中央金庫は、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関であることを明確にすることとする。
- 2 農林中央金庫の協同組織性を踏まえて、会員である農業協同組合の代表者等から成る経営管理委員会を設置するとともに、高度な金融業務を的確に行えるよう、金融専門家から成る理事会を設置することとする。
- 3 農林中央金庫の貸出先業種については、これまで法律上限定列挙されていたが、農協系統信用事業全体の発展に資するよう、主務大臣の認可の下に、業種限定のない貸出しを認めることとする。
- 4 現行法の片仮名混じりの文語体の法文を口語化して平易化することとする。

漁船法の一部を改正する法律案（閣法第86号）（先議）

【要旨】

近年、省エネ化による漁業支出の低減、漁獲物の鮮度を維持するための高速化等を図るため、漁船の長さが長くなる傾向にあり、漁業の許可を行う者と漁船の建造等許可を行う者が一致しなくなってきているため、漁業許可と建造等許可の申請先の統一による手続の円滑化及び漁業者負担の軽減が求められている。また、平成12年3月31日に閣議決定された再改訂規制緩和推進3カ年計画において、都道府県知事が行っている漁船工事完成後の認定及び登録票の検認について、第三者機関による統一的な実施を含め検討を行い、平成12年度以降早期に措置を講ずることとされている。

本法律案は、漁業者の負担を軽減し、また、規制緩和に資する等の観点から、建造等許可制度及び漁船登録制度を見直そうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農林水産大臣及び都道府県知事が行う動力漁船の建造等の許可について、これまで長さ15メートルを基準としていた区分を見直し、漁業許可を要する漁業に従事する漁船については、漁業許可を行う行政庁が建造等の許可を行うこととする。
- 2 登録をした漁船及び登録票について、都道府県知事の検認を受けなければならない期日を、現行の3年から5年に延長することとする。
- 3 農林水産大臣又は都道府県知事は、工事完成後の動力漁船につき建造等許可の要件等と一致しているかどうかについて行う認定の業務の全部又は一部を、指定した民間機関

に行わせることがすることとする。

- 4 都道府県知事は、漁船の登録票の検認の業務の全部又は一部を、指定した民間機関に行わせることがすることとする。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（衆第9号）

【要旨】

本法律案は、酪農の健全な発達に資するため、農林漁業金融公庫が行う乳業者に対する牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設についての長期低利の資金の融通に関する臨時措置を更に5年間延長するとともに、本臨時措置の対象として牛乳又は乳製品の流通に必要な施設を加えようとするものである。

漁港法の一部を改正する法律案（衆第29号）

【要旨】

我が国の漁港及び漁場は、これまで別々の制度に基づき、計画的に整備されてきた。しかし、水産業の健全な発展や水産物の供給の安定を図るといった課題に的確に対応するとともに、漁村の振興に資するため、漁港及び漁場を、水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、加工流通までの一貫した水産物供給システムとしてとらえ、総合的、統一的に整備を進めることができる制度とすることが必要となっている。また、地方分権の推進を図る観点から、地方公共団体が主体的に事業を展開することができる制度に転換するとともに、事業の透明性と客觀性の確保、効率的な事業の実施、環境との調和の確保を図る必要がある。

本法律案は、このような状況に対して、漁港及び漁場を総合的かつ計画的に整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 題名を「漁港漁場整備法」に改めるとともに、「環境との調和に配慮」、「水産物の供給の安定」及び「豊かで住みよい漁村の振興に資すること」を目的規定に明記することとする。
- 2 漁港及び漁場の整備に係る事業を一体として「漁港漁場整備事業」と位置付けることとし、農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めるとともに、漁港漁場整備事業に関する長期計画の案を作成し閣議決定することとする。その際、水産政策審議会の意見を聞くこととしているが、審議会の審議は公開で行うものとし、審議に用いられた資料は公表することとする。
- 3 地方公共団体等が特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合には、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針に基づいて事業計画を定め、公表することとし、その際にには、関係地方公共団体及び関係漁港管理者と協議するとともに、事業計画の案を20日間公衆の縦覧に供し、広く住民からも意見を聞くこととする。
- 4 特定漁港漁場整備事業を廃止し、又は停止しようとするとときは、関係地方公共団体及び関係漁港管理者と協議するとともに、廃止又は停止の理由等を公表することとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案 (12件)

※は予算関係法律案

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※32	農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案	衆	13.2.19	13.3.29	13.4.3 可決附帯	13.4.4 可決	13.2.27 農林水産	13.3.15 可決附帯	13.3.16 可決
※33	農業者年金基金法の一部を改正する法律案	衆	2.19	4.11	5.29 可決	5.30 可決	3.22 農林水産	4.4 可決	4.5 可決
							○13.4.11 参本会議趣旨説明	○13.3.22 衆本会議趣旨説明	
45	土地改良法の一部を改正する法律案	参	3.1	5.25	6.5 可決附帯	6.6 可決	6.12 農林水産	6.20 可決	6.22 可決
75	水産基本法案	衆	3.16	6.6	6.21 可決	6.22 可決	4.5 農林水産	5.29 修正	5.31 修正
							○13.6.6 参本会議趣旨説明	○13.4.5 衆本会議趣旨説明	
76	漁業法等の一部を改正する法律案	衆	3.16	6.6	6.21 可決	6.22 可決	4.9 農林水産	5.29 可決	5.31 可決
77	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案	衆	3.16	6.6	6.21 可決	6.22 可決	4.9 農林水産	5.29 可決	5.31 可決
78	林業基本法の一部を改正する法律案	衆	3.16	6.20	6.28 可決	6.29 可決	5.31 農林水産	6.13 修正	6.14 修正
							○13.6.20 参本会議趣旨説明	○13.5.31 衆本会議趣旨説明	
79	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案	衆	3.16	6.20	6.28 可決	6.29 可決	5.31 農林水産	6.13 可決	6.14 可決
80	森林法の一部を改正する法律案	衆	3.16	6.20	6.28 可決	6.29 可決	5.31 農林水産	6.13 可決	6.14 可決
84	農業協同組合法等の一部を改正する法律案	参	3.19	5.31	6.7 修正	6.8 修正	6.13 農林水産	6.21 可決附帯	6.22 可決
85	農林中央金庫法案	参	3.19	5.31	6.7 可決	6.8 可決	6.13 農林水産	6.21 可決附帯	6.22 可決
86	漁船法の一部を改正する法律案	参	3.19	6.6	6.7 可決	6.8 可決	6.19 農林水産	6.27 可決	6.29 可決

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
9	農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案	農林水産委員長 堀込 征雄君 (13.3.15)	13. 3.16	13. 3.16	13. 3.27	13. 3.29 可決	13. 3.30 可決			13. 3.16 可決
29	漁港法の一部を改正する法律案	農林水産委員長 堀込 征雄君 (13.5.29)	5.29	5.31	6. 6	6.21 可決	6.22 可決			5.31 可決

(5) 委員会決議

—野菜等に係る一般セーフガード暫定措置の発動に関する決議—

最近における農林水産物の輸入の急増と国内価格の下落は、我が国農林漁業経営に深刻かつ重大な損害を及ぼし、安全で良質な国産品の安定供給を求める消費者の視点からも重大な問題となっている。

このような事態は、食料・農業・農村基本法において、食料自給率の向上が明確に位置付けられ、国内の農業生産の増大を図ることが基本とされている中にあってゆるがせにできない。

特に、ねぎ、生しいたけ及び畳表の3品目について、現在、一般セーフガードの発動に向けた政府調査が行われているが、今年に入ても一層厳しい状況下に置かれており、先般公表された実態調査結果から、そのことが裏付けられたものと認識すべきである。

このような事態を開拓するための政府による緊急の対応がなければ、生産体制そのものの崩壊を招きかねない状況に立ち至っている。

よって、政府は、このような状況を十分参酌し、ねぎ、生しいたけ及び畳表の3品目について、WTO協定に基づく一般セーフガード暫定措置を速やかに発動すべきである。

右決議する。